**安平町行政改革プラン2022の推進について**

１．基本的考え方

安平町行政改革プラン2022の推進にあたっては、より実効性のあるものとするため、まちづくり基本条例に基づく町民参画を基本とし、行政改革推進委員会等からの意見を踏まえ、庁内推進本部において進行管理を行うとともに、若い職員の柔軟な発想を取り入れるため、ワーキンググループを設置し、全職員が一丸となって行政改革に取り組むこととする。

２．施策・事業の進め方

行政改革プランに掲げる各種施策・事業については、所管課が主体的に取り進めることを原則とし、複数の課に関連するものや全庁的に取り組む必要があるものについては、総務課で調整のうえ、ワーキンググループにおいて調査・検討を行うこととする。

３．ワーキンググループの構成

（１）ワーキンググループは、以下の４グループとする。

①住民サービス向上WG

②公共施設WG

③公民連携WG

④人材育成・働き方改革WG

（２）ワーキンググループのメンバーは、本部長が指名する職員をもって組織するとともに、ワーキンググループごとにリーダー及びサブリーダーをそれぞれ配置する。

４．会議の開催

（１）ワーキンググループごとに会議を開催し、各種施策・事業の推進に向けた調査・検討を行うものとする。また、施策・事業が複数のワーキンググループに関連する場合は、必要に応じて合同開催とする。

（２）必要に応じて、会議に関係職員の出席を求めることができるものとする。

（３）会議の開催結果については、その都度本部長に報告するものとする。

（４）メンバーの任期は、所掌事項の調査・検討が終了する日までとする。

（５）会議の庶務は総務課総務グループで処理する。

**安平町行政改革推進ワーキンググループ構成**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | ①住民サービス向上WG | ②公共施設WG | ③公民連携WG | ④人材育成・働き方改革WG |
| リーダー | 総務課　松尾補佐 | 建設課　大石補佐 | 建設課　本多補佐 | 総務課　野田補佐 |
| サブリーダー | 住民サービス課　内藤補佐 | 税務住民課　畠山（津）補佐 | 商工観光課　畑田補佐 | 政策推進課　木村補佐 |
| メンバー | ・総務課　塩月主査・税務住民課　武田主幹・税務住民課　坂井主幹・健康福祉課　小関主事・総務課　野田補佐（兼） | ・政策推進課　高橋主幹・建設課　澤田主幹・健康福祉課　田中主査・教育委員会　白崎主幹・建設課　本多補佐（兼） | ・産業振興課　米山主査・建設課　相澤主査・商工観光課　稲井主幹・教育委員会　武田補佐・建設課　大石補佐（兼） | ・総務課　藪中主幹・政策推進課　笹山主査・健康福祉課　宮浦主幹・教育委員会　三上主幹・総務課　松尾補佐（兼） |
| 重点項目 | ◎住民サービスの向上○デジタル社会の推進 | ◎持続可能な財政運営〇民間活力の有効活用 | ◎民間活力の有効活用〇住民サービスの向上 | ◎職員の人材育成と働き方改革〇デジタル社会の推進 |
| 主な施策・事業 | ・行政手続きにおける書面規制等の見直し・行政手続のオンライン化・窓口のワンストップ化・窓口業務の改善・窓口サービスの利便性向上 | ・公共施設の計画的な管理・公共施設等の再編・統合・公共施設管理運営の適正化・公共施設の脱炭素化推進・電気料金の削減検討・公共施設等のＰＰＰ導入検討 | ・民間活力活用指針の策定・包括的民間委託の導入研究・指定管理者制度運用指針策定・指定管理者制度の推進・公共施設等のＰＰＰ導入検討 | ・人材育成基本方針の推進・職員提案制度の導入・地域活動への積極的参加推進・多様で柔軟な働き方の実現・業務マニュアルの作成検討・オフィス環境の改善・健康に配慮した職場環境作り |

○安平町行政改革推進本部等設置規程

（趣旨）

第１条　町における行財政改革の推進を図るため、安平町行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

（所掌事項）

第２条　本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　行財政改革に係る方針及び実施計画の策定及び見直しに関すること。

(2)　行財政改革に係る方針及び実施計画に基づく取組の推進に関すること。

(3)　前各号に掲げるもののほか、行財政改革に係る重要事項に関すること。

（本部の組織）

第３条　本部は、本部長、総括副本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長には町長を、統括副本部長には副町長を、副本部長には教育長を、本部員には安平町庁内会議規程（平成19年安平町訓令第３号）第２条第１項第１号に規定する者をもって充てる。

（本部長及び統括副本部長）

第４条　本部長は、本部を統括する。

２　統括副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（本部の会議）

第５条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、統括副本部長が議長となる。

（行政改革推進協議会の設置）

第６条　本部の所掌事項に関し、次の事項について審議し、決定するため、行政改革推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(1)　行財政改革に係る方針及び実施計画の策定及び見直しに関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、行政改革に関して本部長が指示する事項に関すること。

２　協議会は、会長、副会長、委員（以下「協議会委員」という。）をもって組織し、会長には統括副本部長を、副会長及び委員は本部長が指名する10人以内の本部員をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

６　協議会は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

７　協議会は、第１項に規定する所掌事項の審議、決定事項及び検討経過を、速やかに本部長に報告するものとする。

８　協議会委員の任期は、第１項に規定する所掌事項の審議が終了する日までとする。

（専門部会の設置）

第７条　協議会は、専門的な事項の調査研究のため必要に応じて専門部会を置くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第８条　本部の所掌事項に関し、次の事項について調査し、検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

(1)　行財政改革に係る方針及び実施計画に基づく取組の推進に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、行政改革に関して本部長が指示する事項に関すること。

２　ワーキンググループは、本部長が指名する者（以下「グループメンバー」という。）をもって組織し、リーダー及びサブリーダーを置く。

３　リーダーは、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。

４　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

５　ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

６　ワーキンググループは、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

７　ワーキンググループは、第１項に規定する所掌事項の検討結果を、速やかに本部長に報告するものとする。

８　グループメンバーの任期は、第１項に規定する所掌事項の調査及び検討が終了する日までとする。

（庶務）

第９条　本部、協議会及びワーキンググループの庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。